

防衛省防衛研究所仕様書

件名	衛星画像判別能力研修（その2）	作成	政策研究部
----	-----------------	----	-------

1 適用範囲

この仕様書は、防衛省防衛研究所（以下「防衛研究所」という）が外部委託する衛星画像判別能力研修について規定する。

2 衛星画像判別能力研修部外委託に関する要求

2. 1 研修期間等

2. 1. 1 研修期間

契約締結日～令和7年3月28日

2. 1. 2 研修内容

防衛研究所において遂行される安全保障研究に資する衛星画像判別能力を獲得・向上させるため、次の研修およびワークショップを行うこととする。

(1) 衛星画像データを使った判読方法全般についての研修

衛星画像の見方から判読手法まで、例となる画像を用いた分析によってどのような判読が可能かを総合的に学習する。

(2) 衛星画像を使ったモデルケースの検討

昨今の地球観測衛星を取り巻く状況の変化と、それが安全保障関連の研究に与える中長期の影響を考察しながら、衛星画像の効果的な利用方法を学ぶための実践的なワークショップを開催する。

衛星画像の選定方法やGISソフトウェアを使った画像分析などの具体的な技法のレクチャーの後、コスト&タイムパフォーマンスを勘案した実現可能性の高いアプローチの組み立て方法について、受講者を含めグループディスカッションし、知見を共有する。

2. 1. 3 衛星画像判別能力の確認・評価及び教育内容の選定

契約相手方は、契約締結後速やかに受講者の衛星画像判別能力を個別に確認・評価し、各受講者の能力を踏まえ適切な教育内容を選定するものとする。

なお、衛星画像判別能力の確認・評価は、教育回数に含むものとする。

- 2. 1. 4 事前学習
契約相手方は、契約締結後速やかに事前学習用の教材を官側へ提供し研修生の学習を補助する。
- 2. 1. 5 教育時間及び回数
教育時間は平日午前8時30分～午後5時15分の間の実施を基準とし、講義、実習を含むものとする。研修は2日程度、（ワークショップは半日程度1回）を基準とする。
- 2. 1. 6 教育実施日および日程
教育実施日及び日程は、契約締結後速やかに官側との協議により決定するものとする。
- 2. 1. 7 講師人員数
受講者12名につき、講師1人を基準とする。
- 2. 2 教育の実施要領等
 - 2. 2. 1 受講対象者
防衛研究所が定めた職員（研修24名、ワークショップ12名を基準とする）
 - 2. 2. 2 カリキュラム作成等
2. 1. 3の評価結果を踏まえ、官側と協議しつつ、カリキュラムを受講者ごとに作成し、カリキュラム日程表を官側に提示したうえで教育を実施するものとする。
 - 2. 2. 3 教育日程の変更等
教育日程は2. 1. 6に示すとおり。ただし、官側もしくは契約相手方の都合により教育日程等に変更が生じる場合は、事前に相手方に通報するとともに、速やかに官側と協議し、変更となった回を別の日または時間に振り替える等の処置をするものとする。
 - 2. 2. 4 連絡調整先
官側の連絡調整先は、担当責任者（防衛研究所研究部所属の担当者）とする。
- 2. 3 教 場
教場は、契約相手方が指定する施設を利用し、受講者が当該施設に赴き教育を受けるものとする。
ただし、契約相手方が指定する施設の所在地は、防衛研究所（新宿区市谷本村町5-1）から公共交通機関で40分以内に到着できる範囲とし、施設使用費については、契約相手方の負担とする。
- 2. 4 研修実施機関の要件

2. 4. 1 講師は日本語を母国語とし、理学・工学・地理学などの修士号取得程度の専門知識を有すること。
 2. 4. 2 講師は5年以上のリモートセンシングに関する実務または研修実施経験を有していること。
 2. 4. 3 画像判読について年間3件以上の研修実施経験を有していること。
 2. 4. 4 衛星画像を使ったモデルケースの検討に関しては、国内外の安全保障機関向け衛星画像関連データ・サービス提供をマネジメントした実績をこれまでの合計で5件以上有していること。
 2. 4. 5 契約相手方は、上記要件に適合する講師を選定し、契約締結後速やかに官側に提示し、了解を得るものとする。
2. 5 講師の変更
2. 5. 1 契約相手方は、可能な限り教育期間中同一の者を講師として教育に当たらせるものとする。
 2. 5. 2 講師について、やむを得ない理由により、同一人物が実施しない場合には、教育を実施する講師の間で確実に実施内容を引き継ぎ、その状況を十分把握していることを必要とする。
なお、講師を変更する場合においても、変更を予定する講師は2. 4に規定する要件を満たす必要があり、変更について、あらかじめ官側に了解を得るものとする。
 2. 5. 3 講師の素行について、講師として相応しくないと認められた場合、官側は契約相手方に講師の変更を求めることが出来るものとする。
2. 6 教育に必要な教材等
- 本契約に必要な教材等については、契約相手方において準備し、教材費については契約相手方の負担とする。
2. 7 守秘義務の遵守
- 契約相手方及び講師等の本契約に関わる者は、本契約により知り得た事項（個人情報を含む。）について守秘義務を負い、契約終了後においても同様とする。また、契約相手方は、講師等の本契約に関わる者に対し、守秘義務を遵守させるものとする。
2. 8 報告等
2. 8. 1 契約相手方は、教育期間終了後速やかに2. 2項に基づく教育内容の実施状況等をまとめた教育成果報告書を作成し、官側に提出するものとする。
 2. 8. 2 教育成果報告書には、下記（1）から（5）に示す当該教育における衛星画像判別能力研修の進捗状況及び受講者の出席状況並びに講師

に関する事項等を記載するものとし、様式は契約相手方所定のものとする。

- (1) 教育によって向上した分野
- (2) 更なる努力が望まれる分野
- (3) 教育終了後に個人で実施するべき効果的な学習方法の助言
- (4) 出席状況及び受講態度
- (5) 到達目標レベルに対する最終達成度

2. 8. 3 契約相手方は、教育期間中に官側から教育の実施状況等について報告を求められた場合には、その都度報告を行うものとする。

3 履行期限

令和7年3月28日（教育成果報告書の提出を含む。）

4 検査

2項について教育成果報告書により検査を実施する。

5 その他

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。